

第 11 回教育委員会

平成 29 年 4 月 25 日
午前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第77号 大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する
規則の一部を改正する規則案

議案第77号

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、大阪市立矢田小学校」を「、大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校、大阪市立矢田小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（抄）

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)－(6) 省 略

(7) 施設一体型小中一貫校 大阪市立啓発小学校及び大阪市立中島中学校、
大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校、大阪市立矢田小学校及び大阪市立矢田南中学校並びに大阪市立新今宮小学校及び大阪市立今宮中学校をいう。

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

施設一体型小中一貫校として、大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校（通称、咲洲みなみ小中一貫校）を平成30年4月に開校するにあたり、児童生徒の全市募集を行うため、規則の一部を改正する。

※大阪市立南港みなみ小学校は大阪市立南港緑小学校と大阪市立南港渚小学校を統合し、平成30年4月に新設。

2 改正の内容

- ・施設一体型小中一貫校に、大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校を追加する。（第2条第7号）

3 施行期日

平成30年4月1日

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童生徒及び就学予定者（以下「児童生徒等」という。）について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項

（令第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく就学すべき学校（以下「就学校」という。）の指定、学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）第15条の規定に基づく保護者の意見を聴取する手続並びに指定した学校を変更することができる場合の要件及び手続並びに令第9条の規定に基づく区域外就学の承諾に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学齢児童及び学齢生徒（大阪市立児童院、大阪市立弘済みらい園、大阪市立弘済のぞみ園、大阪市立阿武山学園及び大阪市立長谷川羽曳野学園に入所している者を除く。）をいう。
- (2) 就学予定者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校又は中学校に就学させるべき者（大阪市立児童院、大阪市立弘済みらい園、大阪市立弘済のぞみ園、大阪市立阿武山学園及び大阪市立長谷川羽曳野学園に入所している者を除く。）をいう。
- (3) 通学区域 区長が、学校ごとに別に定める区域をいう。
- (4) 通学区域校 児童生徒等の住所が属する通学区域の学校をいう。
- (5) 学校選択 児童生徒等の保護者その他区長が認めた者（以下「保護者」という。）が、児童生徒等の就学校として希望する学校に関する意見を述べることをいう。
- (6) 学校選択制 区長が、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11

号) 第32条第1項の規定により、前号に規定する保護者の意見を踏まえて、就学校の指定を行う制度をいう。

- (7) 施設一体型小中一貫校 大阪市立啓発小学校及び大阪市立中島中学校、大阪市立矢田小学校及び大阪市立矢田南中学校並びに大阪市立新今宮小学校及び大阪市立今宮中学校をいう。

(就学校の指定)

第3条 区長は、区内に住所を有する児童生徒等について、当該児童生徒等の通学区域校を就学校として指定するものとする。ただし、学校選択制を実施する場合及び指定した学校を変更する場合は、この限りでない。

(学校選択制)

第4条 区長は、学校選択制を実施することができる。

- 2 区長は、学校選択制の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件について、あらかじめ教育委員会の会議において議決を得た上で、公表しなければならない。

(学校選択)

第5条 前条第1項の規定により学校選択制を実施する区においては、次の各号に掲げる児童生徒等の保護者は、区長が別に定める学校（以下「選択可能校」という。）のうちから、学校選択することができる。

- (1) 区内に住所を有する就学予定者。ただし、別に定める日を超えて、区内に転入した場合及び同一区内において選択可能校が異なる区域に転居した場合は、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。
- (2) 区内に転入した児童生徒。ただし、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。
- (3) 令第6条第2号から第6号までに該当する者のうち、区長が必要と認めた児童生徒。ただし、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる児童生徒等の保護者は、施設一体型小中一貫校を学校選択することができる。

- (1) 市内に住所を有する就学予定者。ただし、別に定める日を超えて、市内に転入した場合は、受入可能な施設一体型小中一貫校のみ学校選択できるものとする。
- (2) 市内に転入した児童生徒（中学校の第2学年の最終学期の修了式の日以降に転入した者を除く。）。ただし、受入可能な施設一体型小中一貫校のみ学校選択できるものとする。
- (3) 令第6条第2号から第6号までに該当する者のうち、教育委員会が必要と認めた児童生徒。ただし、受入可能な施設一体型小中一貫校のみ学校選択できるものとする。

（学校選択の手続）

第6条 前条に規定する保護者が学校選択する場合は、別に定める書類を別に定める日までに提出しなければならない。

（受入可能人数）

第7条 教育委員会は、第5条の規定により学校選択することができる学校について、学校施設の状況、就学予定者の人数等を踏まえて、学校長の意見を聴取した上で、区長と協議し、各学校の受入可能人数を決定しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の受入可能人数を公表しなければならない。

（学校選択制実施区における就学校の指定）

第8条 区長は、保護者が通学区域校を学校選択した場合、当該学校を就学校として指定しなければならない。

- 2 区長は、保護者が通学区域校以外の学校を学校選択した場合、原則として当該学校を就学校として指定するものとする。ただし、この場合において、学校選択した者の数が、当該学校の受入可能人数を超える場合には、次条に規定する抽選を行い、当該学校を就学校として指定する者を決定する。
- 3 区長は、就学予定者の保護者が学校選択する学校（施設一体型小中一貫校を除く。）が、次の各号のいずれかに該当する場合、前項の規定にかかわらず

ず、当該学校を就学校として指定することができる。この場合において、学校選択した者の数が、当該学校の受入可能人数を超える場合には、前項ただし書に規定する抽選に優先して次条に規定する抽選を行い、当該学校を就学校として指定する者を決定する。

- (1) 通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い場合
- (2) 兄又は姉（第13条第1号、第4号から第10号まで及び第12号から第15号までの規定により指定校変更を受けた者を除く。）が在学する場合
- (3) 学校選択する中学校が、現に在学する小学校と同一の通学区域を含む場合。ただし、第13条第1号、第4号から第10号まで及び第12号から第15号までの規定により指定校変更を受けた者を除く。

4 区長は、施設一体型小中一貫校に在学する中学校就学予定者の保護者が、当該校の中学校を学校選択した場合、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該中学校を就学校として指定しなければならない。

5 区長は、保護者が学校選択しなかった場合、通学区域校を就学校として指定するものとする。

（抽選）

第9条 抽選は学校毎に公開で行う。

- 2 抽選は、学校が所在する区の区長が行う。
- 3 区長は、抽選による当選者について、当該学校を就学校として指定し、落選者については、通学区域校、前条第3項の規定により学校選択した学校又は前条第4項の規定により学校選択した学校を就学校として指定するものとする。

（補欠登録）

第10条 区長は、前条第3項の落選者について、別に定める日まで学校毎に補欠として登録し、併せて補欠の順位を決定する。ただし、補欠として登録された者（以下「補欠登録者」という。）が、その登録を辞退した場合、第13条及び第15条に規定する指定校変更を受けた場合又は就学校として特別支援

学校に指定を受けた場合には、当該補欠登録者の補欠としての登録を削除する。

- 2 補欠登録者が、前項に規定する辞退を行う場合には、別に定める書類を提出するものとする。
- 3 区長は、補欠の繰り上げが可能となった場合は、補欠登録者に対し、補欠の順位の上位者から順に、前条第3項の規定により就学校として指定されている学校又は補欠として登録されている学校のいずれに就学を希望するかについて、意見を聴取するものとする。
- 4 前項の規定により意見の聴取を受けた補欠登録者は、別に定める書類を別に定める日までに提出することにより意見を述べるものとする。なお、当該書類に意見の記載が無い場合及び当該書類の提出が無い場合は、前条第3項の規定により就学校として指定されている学校を希望したものとみなす。
- 5 区長は、補欠登録者が、補欠として登録されている学校を就学校として希望する場合は、前条第3項の規定により行った就学校の指定を別に定める日までに撤回し、併せて、補欠登録者が希望する学校を就学校として指定するものとする。

(障がいのある児童生徒等に係る学校選択について)

第11条 障がいのある児童生徒等に係る学校選択については、第4条から前条までの規定に定めるところによるほか、本条に定めるところにより、当該児童生徒等及びその保護者の意向を尊重するものとする。

- 2 学校長は、障がいのある児童生徒等及びその保護者に対して、就学相談等を行い、当該児童生徒等の心身の発達及び障がいの状況、通学に伴う諸条件、教育内容等を十分に考慮し、学校選択に必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 3 教育委員会は、学校長の意見を聴取した上で、区長と協議し、各学校の特別支援学級の受入可能人数の目安を決定しなければならない。

(情報の提供)

第12条 教育委員会、区長及び学校長は、学校選択に必要な情報の提供に努めなければならない。

(指定校変更の要件)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、就学校の指定を変更（以下「指定校変更」という。）するものとする。

- (1) 住宅の新築又は購入により、1年以内に通学区域外に転居することが確実な場合で、あらかじめ転居後の住所の属する通学区域の学校に就学を希望する場合
- (2) 住宅の建て替えに伴い一時的に通学区域外へ転居する児童生徒等について、転居する日以後も就学校として指定されている学校に就学を希望する場合
- (3) 通学区域外に転居する児童生徒について、転居する日以後も現に在学する学校に就学を希望する場合。ただし、当該転居する日以前において当該学校の授業日に在学している場合に限る。
- (4) 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難であるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の小学校に就学を希望する場合
- (5) 障がいのある児童生徒等及びその保護者が、就学相談等を経て、通学区域外の学校の特別支援学級を希望する場合で、指定校変更が必要と認められる場合
- (6) いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転学を希望し、かつ、指定校変更することにより就学環境の改善が見込まれる場合
- (7) 長期の通院加療等、心身的な事情により特に教育的配慮を要する場合
- (8) 通学上の安全確保に著しく支障が生じていると認められ、特に配慮の必要がある場合。ただし、小学校就学予定者及び児童に限る。

- (9) 通学区域の変更に伴い、通学区域校が変更となる場合で、現に在学する学校に就学を希望する場合
- (10) 他の学校への統合が予定されている学校を就学校として指定されている就学予定者について、当該他の学校に就学を希望する場合。ただし、当該学校が受入可能な場合に限る。
- (11) 入学年度における当該学校の最初の授業日前までに、通学区域外で、かつ、就学校として指定されている学校を選択することができる区域に転居する児童生徒等について、転居する日以後も当該学校に就学を希望する場合
- (12) 施設一体型小中一貫校の小学校又は中学校を就学校として指定されている児童生徒等のうち、入学年度における当該学校の最初の授業日前までに通学区域外に転居するものについて、転居する日以後も当該学校に就学を希望する場合
- (13) その他指定校変更が必要と認められる場合
- (14) 第2号、第3号、第5号から第7号まで及び第9号から前号までの規定による指定校変更により就学校の指定を受けている兄弟姉妹（通学区域校以外の学校を学校選択し就学していた者で、第2号、第3号、第11号及び第12号の規定により当該学校に指定校変更を受けた者を除く。）がいる児童生徒等について、当該学校に就学を希望する場合
- (15) 第2号から第11号まで、第13号及び前号の規定により、小学校を卒業するまでの間指定校変更を受けた中学校就学予定者（通学区域校以外の小学校を学校選択し就学していた者で、第2号、第3号及び第11号の規定により当該学校に指定校変更を受けた者を除く。）及びその保護者が、当該小学校と同一の通学区域を含む中学校に就学を希望する場合。ただし、第2号、第3号及び第11号の規定により指定校変更を受けた者については、転居前の住所の属する通学区域の中学校を希望する場合に限る。

(施設一体型小中一貫校への指定校変更)

第14条 教育委員会は、小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校の第2学年の初めから施設一体型小中一貫校に就学を希望する児童生徒を募集する場合には、募集する学校、学年及び人数を公表する。

2 前項の規定により募集を行う学校に指定校変更を希望する児童生徒の保護者（以下この条において「就学希望者」という。）は、別に定める書類を別に定める日までに提出するものとする。

3 区長は、就学希望者の数が募集する人数を超えなかった場合は、希望があった全ての児童生徒を指定校変更が可能である者と決定し、超える場合には、公開による抽選を行い、当該学校に指定校変更が可能である者を決定する。

4 区長は、前項の規定により指定校変更が可能であると決定された者から指定校変更の申立があった場合は、指定校変更を行うものとする。

(区が設定可能な指定校変更の要件)

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、指定校変更を行うことができる。

(1) 通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い学校がある場合

(2) 就学校として指定された中学校に希望する部活動がない場合で、当該部活動を行う中学校に就学を希望する場合

(3) 第1号の規定による指定校変更により就学校として指定された小学校と同一の通学区域を含む中学校に就学を希望する場合

(4) 学校選択制により通学区域外の学校を就学校として指定されている弟又は妹（施設一体型小中一貫校を指定されている者を除く。以下この号において同じ。）がいる児童生徒について、弟又は妹が当該学校に就学する最初の日より、当該学校に就学を希望する場合

2 区長は、前項各号に掲げる要件により指定校変更を行う場合は、当該要件について、あらかじめ教育委員会の会議において議決を得た上で、公表しな

なければならない。

- 3 第1項の規定により、指定校変更を希望する保護者（以下この条において「区基準就学希望者」という。）は、別に定める書類を別に定める日までに提出するものとする。
- 4 区長は、前項の区基準就学希望者の数が受入可能な人数を超えなかった場合は、希望があった全ての児童生徒等を指定校変更が可能である者と決定し、超えた場合には、公開による抽選を行い、当該学校に指定校変更が可能である者を決定する。ただし、転入者についてはこの限りでない。
- 5 区長は、前項の規定により指定校変更が可能であると決定された者から指定校変更の申立があった場合は、指定校変更を行うものとする。

（指定校変更の手続）

第16条 第13条、第14条第4項及び前条第5項の申立を行う場合は、別に定める書類を提出するものとする。

- 2 第13条各号に掲げる事由により、指定校変更を受けた児童生徒等について、当該変更事由が消滅したことにより、指定校変更の前に就学校として指定されていた学校に就学を希望する場合は、当該児童生徒等の保護者は、別に定める書類を提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の書類の提出があった場合は、当該児童生徒等について、指定校変更の前に就学校として指定されていた学校を就学校として指定するものとする。

（区域外就学の承諾の要件）

第17条 区長は、市外に住所を有する児童生徒等の保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、受入可能な学校に就学を希望するときには、当該学校への就学を承諾するものとする。

- (1) 住宅の新築又は購入により、1年以内に区内に転居することが確実であり、あらかじめ転居後の住所の属する通学区域の学校に就学を希望する場合

- (2) 住宅の建て替えに伴い一時的に市外へ転居する児童生徒等について、
転居する日以後も就学校として指定されている学校に就学を希望する場合
- (3) 市外に転居する児童生徒について、転居する日以後も現に在学する学
校に就学を希望する場合。ただし、当該転居する日以前において当該学校
の授業日に在学している場合に限る。
- (4) 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困
難であるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通
学区域の小学校に就学を希望する場合
- (5) その他区域外就学が必要と認められる場合

(区域外就学の手続)

第18条 前条の規定により区域外就学の承諾を求める場合は、別に定める書類
を提出するものとする。

(施行の細目)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行及び適用の時期)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、学校選択に関する規定は、平成26年度
以降に児童生徒になる者について、指定校変更及び区域外就学に関する規定
は、児童生徒等の平成26年4月1日以降の就学について適用する。

(特例措置)

- 2 区長は、市外から市内に転入する児童生徒で、次の表の左欄に掲げる年度
において、同表の右欄に掲げる学年に転入する者について、その保護者の申
立により、施設一体型小中一貫校に指定校変更するものとする。ただし、当
該学校が受入可能な場合に限る。

平成26年度	小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校の第2学年（た だし、中学校の第2学年に転入する場合は、最終学期の修了式 の日までとする。）
--------	---

平成27年度	小学校の第3学年から第6学年まで
平成28年度	小学校の第4学年から第6学年まで
平成29年度	小学校の第5学年及び第6学年
平成30年度	小学校の第6学年

附 則（平成27年1月23日（教）規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日（教）規則第30号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。